

昭和四十三年四月二十三日受領
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆質五八第八号

昭和四十三年四月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 石井光次郎 殿

衆議院議員小澤貞孝君提出新潟県阿賀野川河口附近における水銀中毒事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小澤貞孝君提出新潟県阿賀野川河口附近における水銀中毒事件に関する

再質問に対する答弁書

一 農林省、通商産業省及び経済企画庁としては、疫学研究班の構成ならびに人選について特に意見はない。

二 農林省及び経済企画庁としては、新潟埠頭倉庫の流出農薬について、厚生省の見解に、特につけ加える意見はない。

通商産業省としては、被災農薬の流出と、本事件との関連については、確信をもって判断できない。

三 地震時における農薬の調査は、疫学研究班の依頼により、新潟県が関係倉庫業者から、その保管農薬の種類及び数量に関する報告書の提出を求め、これを必要に応じて新潟県職員が帳簿

と照合確認のうえ、疫学研究班に報告したものである。なお、被災による水濡れのため帳簿が判読できなかつた一業者については、保管依頼者の帳簿と照合のうえ、報告書が提出され、新潟県職員がこれを確認している。またご質問の「庫入伝票など」とは、帳簿を示すものと考えられるが、調査当時においては前述の一業者を除いた他の六業者は帳簿を保管していた。

設問(ロ)については、本事件と直接の関係がないと考えられるので、特に調査をしていない。

四 本件について、農林省及び経済企画庁としては、厚生省の見解に、特につけ加える意見はない。

五 農林省及び経済企画庁としては、四と同様に厚生省の見解に、特につけ加える意見はない。通商産業省としては、これらの事項と本事件との関連については、確信をもつて判断できない。

右答弁する。